

八筑医発第 27-373 号
平成 27 年 10 月 17 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

医療費助成制度の審査支払事務の委託について

八女市・筑後市・広川町で実施されている医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、平成 28 年 1 月診療分より下記のとおり変更されることとなりましたのでお知らせします。

記

- 1、平成 28 年 1 月診療（平成 28 年 2 月請求）分から被用者保険加入者分の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託する。
- 2、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の審査支払事務については、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託する。
- 3、月遅れ・再審査請求（平成 27 年 12 月以前診療分については、1 年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成 29 年 1 月請求分から支払基金への委託を実施する。

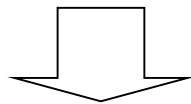
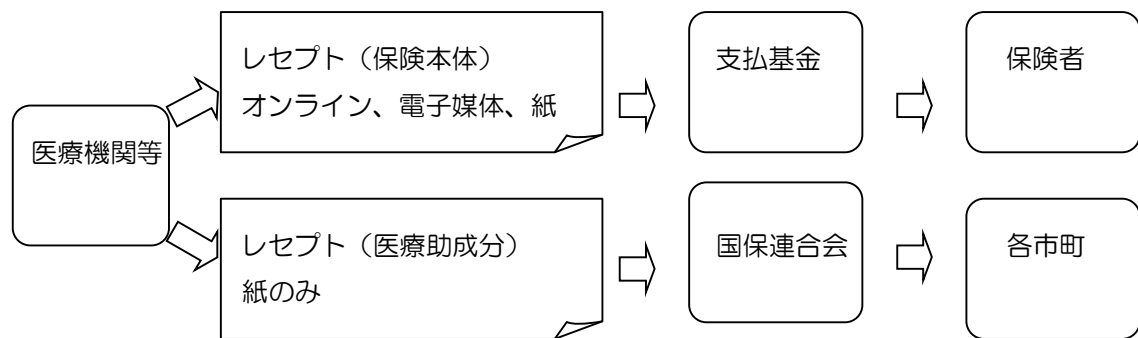
問合せ先

- 八女市市民福祉部市民課公費医療係
電話：0943-23-1117
- 筑後市市民生活部市民課公費医療担当
電話：0942-65-7016
- 広川町住民課国保・年金係
電話：0943-32-1112

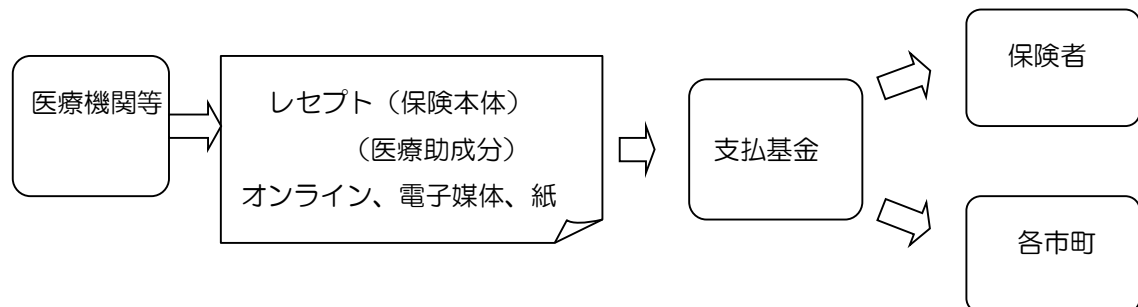
Ⅱ 今回の変更内容

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市町医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。

【変更前 平成27年12月診療分まで】



【変更後 平成28年1月診療分から】



- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市町医療費助成に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。
- 3 月遅れ・再審査請求（平成27年12月以前診療分）については、1年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月請求分から支払基金への委託を実施する。

I 八女市・筑後市・広川町 医療費助成制度の概要

名称	法別番号	区 分	内 容
乳幼児医療費助成	81	対象者	0歳～小学校就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
		所得制限	なし
		自己負担	通院・入院 なし
重度障害者医療費助成	80	対象者	・身体障害者手帳1級または2級 ・重度の知的障害者(療育手帳A) ・中等度の知的障害者かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外) ※乳幼児医療対象者を除く
		所得制限	あり(特別児童扶養手当準拠)
		自己負担	通院・・・1医療機関 500円／月 入院・・・1医療機関 1日500円 月20日限度 (低所得者 1医療機関 1日300円 月20日限度)
ひとり親家庭等医療費助成	90	対象者	・母子家庭の母および児童 ・父子家庭の父および児童 ・父母のない児童 ※児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※乳幼児医療対象者を除く
		所得制限	あり(児童扶養手当準拠)
		自己負担	通院・・・1医療機関 800円／月 入院・・・1医療機関 1日500円 月7日限度

- 調剤は自己負担なし
- 生活保護法による保護を受けている者は対象外